

数は力！あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください！

名古屋北部民商ニュース

発行：2020年9月21(月) No. 394

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

コロナ禍に負けず消費税減税・廃止の声を上げよう！！

パソコン記帳なら「電子帳簿保存」だと思ってた？！

2020年分（令和2年分）所得税の確定申告から、さまざまな改正が行われます。これは、平成30年に決定された国の税制改正によるものです。給与所得控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、公的年金控除の引き下げなど、多岐に渡りますが、その中に「青色申告特別控除」の65万円から55万円への引き下げも含まれています。ただし、ある要件を満たせば、引き続き65万円の控除を受けられます。要件とは、「e-Taxで申告書・決算書を提出する」こと、または「電子帳簿保存をし、税務署に電子帳簿保存法の承認申請書を提出していること」。令和2年分に限っては、承認申請書の期限が9月30日まで、ということで、青色申告の方に呼びかけて学習会を計画。第1回目9月10日の学習会には、3人が参加。事務局が国税庁のパンフレットなどをもとに説明。特に、電子帳簿保存の適用要件「電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できること」など8項目について説明すると「こんなこと、誰ができるの？」「電子帳簿保存ってパソコンで



記帳してあればいいのかと思っていた」「まとめて記帳したらだめということね」と驚いていました。e-Taxについては「マイナンバーカード方式」

「ID・パスワード方式」の2種類があること。24時間いつでもできる利点など説明。「集団申告することで、民商の会員だと税務署にアピールしているのに、それをやめてまでe-Taxでする気にはならないわ～」という声が上がりました。税法は、たびたび変わりますので、学習会に参加して申告時にあわてないようにしましょう。

リモートで初の飲食店交流会



9月9日午後、愛商連の主催で「料理・飲食店Web（ウェブ）交流会」が開催されました。名古屋東部民商の「キッチンアラグサ」さん、「三角屋」さん、北名古屋民商の「キッチンなかむら」さん、そして名古屋北部民商の「レストランルピナス」さん、豊橋民商の佐久間さんが参加。進行は、愛商連の河村事務局長が行い、商売の状況やコロナウィルス感染対策など、それぞれが発言。「お弁当を始めたが、周りの飲食店がみんなやっているので競争が激しい」「ウーバーイーツをコロナの前

から始めたが、少しずつ注文が入り、助かっている」「店の前の病院でコロナ患者が発生したため、お客さんがピタリと来なくなった」などの発言には、画面越しに、うなずいたり、励ましあったりと和やかな雰囲気になりました。参加したルピナスの有田さんは「普通だったらお会いできないような方と、民商さんのご縁で話ができて、参考になりました。本当に感謝です」と感想を寄せてくれました。愛商連として継続した取組みにしようとして検討中です。次回は、10月28日（水）14時30分から行われます。



民商共済会主催「健康診断」の締切は 9月25日です。

中小業者は「体が資本」、早期発見・早期治療で体のメンテナンスを忘れずに！